

令和6年度

受験票

(受験当日は必ず持参のこと)

写真貼付

(志願書の写真と同じものを貼付すること)

(氏名)

受験番号

※

石川県教育委員会

63円切手を貼ること

(直接持参の場合は不要)

郵便はがき

--	--	--	--	--	--

道府県都

郡市区

金沢市鞍月1丁目1番地
石川県教育委員会事務局教職員課

様

9208575

記入上の注意

- 黒のボールペンを用い、楷書で記入し、数字は算用数字を用いること。なお、※印のところは記入しないこと。
- 志願書の年齢は、令和6年4月1日現在の満年齢を記入すること。
- 学歴欄には、短大・大学・大学院・専攻科も順を追って記入すること。また、免許状取得のための通信教育も記入すること。
- 取得（見込）の教育職員免許状、介護福祉士等の免許はすべて記入し（小1、中高1、高専、特支、介護福祉のように略記でも可）、取得済又は見込を○で囲むこと。

なお、盲学校、ろう学校、養護学校教諭の免許状を取得している者は、次のように特別支援学校教諭の免許状とみなして記入すること。

盲学校専修→特別支援学校専修(視覚) ろう学校専修→特別支援学校専修(聴覚) 養護学校専修→特別支援学校専修(知的、肢体、病弱)
盲学校1種→特別支援学校1種(視覚) ろう学校1種→特別支援学校1種(聴覚) 養護学校1種→特別支援学校1種(知的、肢体、病弱)
盲学校2種→特別支援学校2種(視覚) ろう学校2種→特別支援学校2種(聴覚) 養護学校2種→特別支援学校2種(知的、肢体、病弱)

- 経歴については、留学等を含めて無職であった期間についても、その旨を記入すること。また、正規採用職（社）員と臨時的任用職（社）員の別がわかるように記入すること。
- 「賞罰」、「身体の不都合で受験に際して必要な配慮」は、「有・無」を○で囲み、「有」の場合、その内容も記入すること。（「罰」については、罰金刑以上の刑事罰及び懲戒処分について、判決確定年月日等又は処分年月日と内容を記入）
- 免許・特技・資格の欄には、スポーツ(剣道2段など)、技能(第1種情報処理技術者試験合格など)、資格(司書教諭、社会教育主事、図書館司書、学芸員など)、所有免許(普通自動車運転免許など)等を記入すること。
- 「石川県の寄宿舍指導員を目指すあなたの思い」の記述は、枠内に収めること。
- 「誓約文」には、志願書に必要事項を記載した月日を記入し、自筆署名すること。（押印は不要）
なお、地方公務員法第16条各号及び学校教育法第9条各号に該当しないか、必ず確認すること。（裏面参照）
- 志願書受理通知用の郵便はがきには、必ずあて名、住所及び郵便番号を書き、63円切手を貼って提出すること。（ただし、教職員課へ直接持参する場合、切手は不要）

令和6年度
寄宿舎指導員採用候補者選考試験
志願書受理について

- 1 志願書及び添付書類を受理しました。
受験票は9月19日(火)に発送する予定です。
- 2 次の○印の書類が不備のため受理を保留します。
月 日までに再提出してください。【必着】
- ①寄宿舎指導員採用候補者選考試験志願書
②最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書
()
③連絡用封筒 () 枚
④切手 () 円分
⑤その他 ()

試験期日及び試験会場

試験区分	試験期日	試験会場
筆記試験 適性検査 面接試験	令和5年10月1日(日)	石川県立 金沢西 高等学校

※ 試験会場の所在地

石川県立金沢西高等学校
金沢市畝田東3丁目526番地 (076)268-4321

※ 注意

- ・自動車での来場を禁じます。
- ・試験会場の教室には時計がありませんので、各自準備してください。
- ・試験会場内での携帯電話等の通信機器や、通信機能を備えた時計の使用は固く禁じます。

令和5年 月 日

石川県教育委員会事務局 教職員課

切り取らないこと

地方公務員法

(昭和25年12月13日法律第261号)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者※
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※「その執行を受けることがなくなるまでの者」とは、執行猶予中の者のことを言います。

学校教育法

(昭和22年3月31日法律第26号)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者